

# 高砂火力発電所新 1・2 号機設備更新計画 環境影響評価方法書に対する意見書

名 前	認定 NPO 法人気候ネットワーク 代表 浅岡美恵								
住 所	〒	1	0	2	-	0	0	8	2
	東京都千代田区一番町 9-7 一番町村上ビル 6 階 (TEL 03 - 3263 - 9210 )								

## 1. 石炭火力発電所の建設の問題について

①昨今、早急な気候変動対策が求められており、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書では、とりわけ石炭について、エネルギーインフラ投資の在り方を変えていく必要性が強調されているところである。そのような状況の中、天然ガスの約 2 倍の CO<sub>2</sub> を排出する石炭火力を新設することは、将来の気候変動へ甚大な環境影響を及ぼすことになる。よって、そのことを無視した本事業の実施には反対する。

②本方法書では USC を採用し、BAT の参考表の(A)以上を採用することが強調されている。また「現状採用し得る最高水準の発電効率を確保すべく最新の超々臨界圧発電設備に更新を行い、現状より発電電力量あたりの二酸化炭素排出量を低減する計画」とし、二酸化炭素排出原単位は約 0.77kg-CO<sub>2</sub>/kWh、総排出量は年間約 810 万 t-CO<sub>2</sub>としている。しかし、従来から効率を向上しても最新の LNG 火力の約 2 倍にも及ぶ CO<sub>2</sub> 排出量であり、拡大によって追加的に排出される膨大な CO<sub>2</sub> による影響への配慮が全く見られないことは問題である。このような計画は看過できない。

③本事業は「設備更新」と位置づけられているが、設備容量を計 50 万 kW から計 120 万 kW へと 2.4 倍も増加させるものであり、実質的には石炭火力発電所の拡大計画である。しかし、今後省エネ・再生可能エネルギーが普及していくことや、本発電所が稼働する 2021 年以降には人口減少に伴い、エネルギー需要がさらに減少することを考えると、このような大幅な設備増加は必要であるとは考えにくい。え、最も CO<sub>2</sub> 排出の多い燃料である石炭での火力発電所の建設の必要性はないと考えられる。

④今後建設される発電所は、少なくとも LNG 火力が達成している約 350g-CO<sub>2</sub>/kWh という CO<sub>2</sub> 排出原単位を実現できる水準を満たすべきである。この観点からすると、石炭火力発電はいかなる高効率技術を用いてもこのレベルには到達しがたく、石炭火力発電所の建設自体が環境への配慮を著しく欠いていると言わざるを得ない。

⑤日本政府は、環境基本計画において、2050 年に温室効果ガス排出量を 80%削減させる目標を閣議決定している。本事業が少なくとも 30 年程度稼働することを考えると国の目標と整合せず、本事業の正当性は認められない。

⑥エネルギー基本計画における記述をもとに、石炭は経済性面に優れるとしているが、為替動向の変化や、途上国を中心とする石炭需要の変化などの石炭価格への影響は予測がつかない上、国際的なCO<sub>2</sub>規制強化による炭素価格の上昇によって、石炭火力発電の経済性は低下する可能性が高い。本事業の配慮書に対する意見のなかで、経産大臣はCCSの導入に向けて二酸化炭素分離回収設備に関する検討を行うことを求めている。CCSが導入されれば事業の採算性は下がる可能性があるが、その場合の経済性に関する見解を示すべきである。

## 2.CO<sub>2</sub>排出に関する取り扱いと「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」との整合性について

IPCC第5次評価報告書において示されたように、CO<sub>2</sub>は気候変動の主因であり、地球環境に多大な影響を及ぼすことは明白である。BATを採用する場合でも、事業によって引き起こされるCO<sub>2</sub>の総排出量の影響を検討し、対応を実施することは、事業者の社会的責任として不可避である。

また、環境大臣から経産大臣への意見書では、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」をふまえて環境対策を行うことを求めており、経産大臣意見でもその旨が明記されている。事業者は、取りまとめを踏まえて具体的にいつまでにどのような対応を行うのか、スケジュールを含めて明確にする責任がある。

## 3.CO<sub>2</sub>排出による環境影響に関する具体的情報について

CO<sub>2</sub>排出原単位や総排出量は記されているが、設備利用率や石炭種など、算出の前提となる情報を明示すべきである。また発電効率、送電端効率も環境保全の見地から検討するにあたって重要な情報である。これらは事業実施の是非にも関わる情報であると考えられるため、事業者はこれを早急に開示すべきである。

## 4.CO<sub>2</sub>排出量の予測、評価手法について

評価の手法として、「二酸化炭素の発生による環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する」とされている。CO<sub>2</sub>を大量に排出する石炭火力を選択すること自体が、環境負荷を回避・低減できていないといわざるを得ないが、「実行可能な範囲」で環境負荷が「回避また又は低減」されているかをどのように判断するのか、基準を示すべきである。また同様に、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめとの整合性についても、判断基準を示すべきである。

予測の基本的な手法としては、発電所の運転に伴うCO<sub>2</sub>排出量と原単位を算出するとしている。準備書においては、使用する石炭種別や設備利用率など、算出の前提とする条件を明らかにすることを求める。また、予測対象時期とされている「発電所の運転が定常状態となる時期」とは、具体的にどのような時期を想定しているのか明示すべきである。さらに予測には、設備利用率の低下や石炭種の変更、経年変化による原単位の悪化およびCCSの導入などによる原単位の改善についても明らかにすることを求める。また、CO<sub>2</sub>に関連するこれらの情報について事後調査を実施し、実測値を公表することを求める。

## 5.大気への影響について

本方法書に示された大気質の状況によると、浮遊粒子状物質は一般局 23 局中 1 局で短期的評価・長期的評価ともに適合していない。微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントはそれぞれの物質を測定しているすべての測定局で環境基準の評価に適合していない。このような現状に加え、本事業による悪影響が懸念されるが、大気質にどのような影響を及ぼすのか説明を求める。

## 6.情報公開について

環境アセスメントにおいて公開される方法書などの資料は、縦覧期間が終了しても閲覧できるようにすべきである。また、期間中においても、印刷が可能にするなど利便性を高めるよう求める。